

務	00	01	30年
(令和38年3月末まで保存)			
(令和18年3月31日まで有効)			

運 免 第 4 2 2 号  
( 交 指 )  
令 和 7 年 8 月 2 8 日

交 通 部 内 所 属 長  
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

一般社団法人訪日運転者支援協会による外国等の運転免許証の日本語による翻訳文作成開始に伴う留意事項について

見出しの件については、令和7年7月25日、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（以下「令」という。）第39条の5第1項第3号に規定する自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人として一般社団法人訪日運転者支援協会を国家公安委員会が指定したことに伴い、一般社団法人訪日運転者支援協会において、外国等の運転免許証の日本語による翻訳文の作成を開始することから、下記のとおり、その対応に遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1 国家公安委員会に指定された法人について

##### (1) 法人の名称等

ア 一般社団法人訪日運転者支援協会（略称：ALADDIN）

（Automobile License Assistance and Driving Documentation in Nippon）

##### イ 事務所の所在地

東京都港区芝一丁目4番1号 芝コバヤシビル4階

##### (2) 日本語による翻訳文を作成する運転免許証に係る外国

スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び中華人民共和国

##### (3) 一般社団法人訪日運転者支援協会に係る日本語による翻訳文の様式

別添のとおり

#### 2 留意事項

##### (1) 警察職員に対する周知について

ア 交通指導取締り及び交通事故捜査に従事する警察官等、外国免許を取り扱う警察職員に対し、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国及びモナコ公国の運転免許証に1(1)の法人が作成した日本語による翻訳文を添付しての運転が可能になることを周知すること。

イ 外国免許関係事務を取り扱う警察職員に対し、1(1)の法人が道路交通法施行規則第18条第1項第6号に規定する、日本語による外国等の運転免許証の翻訳文を作成できることの周知を徹底すること。

(2) レンタカー事業者に対する指導

レンタカー事業者に対して、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国及びモナコ公国の運転免許証に1(1)の法人が作成した日本語による翻訳文を添付しての運転が可能になることを周知すること。

担当：運転免許課 試験・教習所係